

がございました。ただ、そういうときについてはできるだけ安全を確認をすると、
そういう形で通常は二手に分かれて作業車が作業を行うわけでございますが、
一応三名で二台の車を操作すると、そういう場合には同一行動をとると、
そういうふうなことで作業を行っていたのが実態でございます。それから、途
中で作業の内容について変更がある場合には一応連絡をすると、そういうふ
うな形になっていたわけでございますが、三名が一台中なくて二台の車を操作す
ると、そういう形については、現場の判断で実際には作業をしていたと、そう
いうふうな実態でございます。大変申しわけなく思うわけでございますが、今
までの管理体制と申しますのはそんな形で一応行われておりましたので、
答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

○市民部長（古谷正夫君）

先ほどの住民票の問題について、市長の答弁

の補足をさせていただきます。

三点ほど御指摘があったわけでございますが、周知徹底についてというふう
な問題でございます。周知徹底につきましては、広報で五月の十五日号で
お出しをさせていただいたわけでございます。さらにそれ以外につきましては、窓

口に来庁された方につきましてはしおり等をお配り申し上げまして、こういうふ
うな六月一日から改正するというふうなことを申し上げさせていただいてあるわ
けでございます。

それから窓口業務の関係でございますけれども、六月一日——昨日でございま
す、法律の施行があったわけでございますけれども、昨日は日曜日で本日からス
タートしたというふうな状況でございます。

法律の改正は、先ほど内容につきましては市長が答弁させていただいたわけで
ございますけれども、非常に今回について六つの改正点があるわけでございます。
住民票を交付するに当たりまして、本籍を除く場合とか続柄を除く場合と
かいうふうな形で六通りあるわけでございますが、きょう初めて私もその内
容をやらせていただきましたところが戸惑いがあるというふうなことでございます
けれども、これが市民の方には迷惑をかけないように、私も職員には徹底
させてやらせていただいております。

それから昼休みの問題でございますが、私も今帰りましてお昼休みのとき
にやらせていただいたわけでございますけれども、非常に最初戸惑いがありま

す。そういうふうな問題もございますけれども、若干時間は遅れるかもしれませんが、市民にサービスの低下のないように昼休み窓口もさせていたきたいというふうに考えて、現状対応させていただいている次第でございす。以上でございす。

○十三番(遠藤洋一君) 続いて質問をしていきたいんですが、チームスピリットの昨年、一昨年の比較というところで、なるほどやはり三二、三年の間に飛行量は全体としてはやっぱり下がっているんだろ、というふうに思っています。それはもちろん米軍の方の都合もあるでしょうけれども、同時に行政サイドのやはり騒音に対する非常に厳しい態度というものが反映しているのではないかと思います。非常に住民にとってはうれしいことだと思いますけれども、できれば三年分の今資料を持っていらっしゃると思いますけれども、夜間のところはどいう変化になっているかということ、ちゃんとあわせて伺っておきたいと思ひます。

それから田村市長の方から、ジャイアント・トークステーションについては、最近基地に確認をしたんだというところで、早期に確認をしたいということ、で、

ひその確認というのを願ひしたいと思いますし、ジャイアント・トークステーションでいうのが具体的にどういう仕事をやるかということ、必ずしもすべての市民が知っているとは限りません。やはり知っている人にとっては大変に危険なものだ、というふうに思うと思います。グアムとハワイとここしかなくて、現実には核戦争のときの第一攻撃目標であるというのは軍事評論家の中では常識になっていることですから、それが例えばちやうとずれて所沢にずれたから横田が安全かとかそういうことではないと思ひますけれども、実際市民の安全というものが、例えば市の行政とか市長さんとかの手の届かないところにあることもあるわけです。こういう核戦争が実際起きちゃったなんてことは本当に行政がどんなに頑張ってもたぬことなんですけれども、せめてその危険をやはり行政としては確認をしておいていただきたいと思ひますし、努力を期待したいというふうに思ひます。チームスピリットについて、あるいは横田基地についてはここまでにしたいと思ひます。

それから道路行政についてなんですけれども、今部長の方から説明があつて、最後のところが少しやっぱり気になっているんです。周知の問題というの

は実際の例が幾つもありますから、この間大変に周知をされているというふう
に思っています。説明会も今年度からということで、説明会の実際のナラシ
も見ていますし参加をした人の話を聞いています。その限りでは今までの形よ
りもはるかに周知ができますし、それから住民の皆さんの理解というものを
を得ることができるといふふうに思っていますので、形としてはやはり前進ではないか
と思っておりますが、やはり問題になっているのが駐車場の対策の問題がざっ
ぱり具体的な問題が出てきています。

それで仮設の駐車場や道路の一部を仮の駐車場にしていますというこ
とですが、実際にそういう例でやっているのか、それともこれからしたいというこ
となのかということがちやうとわからないのと、それから僕は少し気になっているのは
例えば道路にも入れない。それでしばらくの間でも外へとめるようなことが
あったときに、道路周辺の警察との対応みたいなことを行政の方がどうい
ふうにやってくださっているのかということ、ちやうと伺っておきたいと思っ
ています。どちらにしても道路使用の許可を得るとか、その他の問題での警察の対
応はあると思っただけでも、現実には住民の駐車問題その他についてはどう

いう形で話し合っているのかということがあるんです。

最近でも、道路で市役所に問い合わせただけで、道路工事現場のどこ
ろに駐車場があるはずだということ言われて、実はちやうとなかったりして不
手際も一、二あるんですよ。そのときにやはり駐車場をどうするかという問
題が細かいことのようにだけ割と日常的に車に乗る人には大変な問題にな
りますので、そのところの日常的な対応をどうしているかということをお
きたいと思います。

それから都立保育園の問題ですけれども、市長の方から、全く進展が
ない、変わりませんということ、僕がさっきちやうと気にしていると言ったのは、どう
も東京都の方の動きそのものが何となく動きがあるような気がするわけです。
例えば羽村がああいう形で移管になったと。それから東京でも例えば武
蔵野市の例なんかもあるわけで、こういう心配をやはりお母さんたちや職員の
方はして思っただけでも、公立公営問題ではなくて廃止なんてこと
になるのではないかというような心配をすごくしているところがあるわけです。

現実には、今福生の場合には十一園あって、それが全体の保育行政のなか

めになっている保育園というふうに思っています。そのところが二園欠けるなんてことは、都立保育園の性格からいっても全体の地域の保育の質の向上とか全体の牽引的な役目を今まで担ってきたわけで、そこがなくなってしまうという事で、全体としてはつまり保育行政、保育内容の低下とか、そういうことの心配というのが杞憂かもしれないけどあるんです。

ぜひ市長さんには今までの、つまり都立のままでやってほしいんだというところに
ついてやはり強く、もしも都からのさまざまなアプローチや相談みたいなことがあ
たときには、さらに強く働きかけていただきたいというふうに思っています。一
部では例えば補助金——こちらが受けると言っていますから金くさういうよう
なことは具体的にはないんですけれども、市町村移管をして五年間だけ補助
をしましょうと。しかし、五年間を六年間に延ばしましょうなどとやってきて
いるというところがあるやに聞いている、実際にいろんな条件が出てくると思う
んですけれども、今まで福生でいわゆる保育で頑張ってきたところや、あるいは
実際に保護者の皆さんとかそれからそこで働く人のことを考えますと、さらに
強く都立のままでやってくださいということをお願いをしたいと思うし、ここはぜ

ひ市長さんの決意をもう一回お聞かせ願いたいというふうに思っています。

それから、その次の職員の安全管理の問題で、ちよと市長さんに気になる
んですけれど、先ほど小野次議員さんの質問のときにもこういうふうにお答えに
なりましたが、事故はふとした気の緩みから起るんだというふうにおっしゃって
ましたけれども、今回の場合には、きちんと見直しますとかなり構造的な問題
があるのではないかとこのように思っています。もちろん気の緩みというのはある
と思いますけれども、事故が起きるような、例えば労働の条件であるとか、
管理の要素であるとかということがやはり明らかにしなければならない、同じことは
繰り返すことになってしまうと思うんです。ふとした気の緩みというような精
神的な問題だけで頑張っていけば交通安全の日を設けたりそれからみんなが一
丸となって公務員としてふざかしいなどということをやっているのは済むはずすけれ
ども、必ずしもほかの市町村やあるいは東京都、横浜市の例を見ても、やは
りきちんとした管理運行体制がなければ事故というのは起きるというふうに
思って間違いないと思うんです。それからどっちにしても人のやることですかり
どこかで事故の落とし穴が待っているような気がしますので、むしろそのところを

積極的に埋めていくような現実の管理体制みたいなものが必要ではないかと……。

そこで改めて質問をするんですが、福生市の中で、例えば今の部長の説明の中にも四名で二台が通常であるというふうになっていましたけれども、ちょっと驚いたのは四月以前に三十数回、二台三人乗務のことがあったというふうに理解——そういう答弁だろうと思ったんですが、もし間違ったりごめんなさい。それで例えば現業では必ず二人で行きなさいというふうな服務の規定みたいなことは、実際にあるのかということ。それからもう一つは、これは現業ばかりではなくて、さうきちまうと言いましたけれども、一般職員の車の使用という問題もあると思うんです。それで一般職員というのは、現業の人でもさうかもしれませんが、運転をするということの服務規程というんですか、職務分掌というんですか、そういうもので入庁したわけではないというふうに思っています。それを実際の仕事の運用上、車を運転してもらうんだと、あるいは常識上というんですか、服務の常識上、そういうふうになっているんだと思いますけれども、しかしそれであってもきちんとした二人乗務体制というのは常に行われると

かそういうようなことがどこかで明記をされたり、規定として運用されていくようなことが考えられてはいないのかということ、やはり聞いておきたいと思うんです。

先ほどの市長さんや部長さんの答弁の中では、自動車の管理規程の問題等々については出てきました。例えば、始業点検の問題とかそういうことだと思ふんです。しかし、現実には車というのは運転する人がいて運行されるわけですから、その辺のところ、運転者に関するような規定みたいなことは、どのようにならなければならないのか。

現実には僕は事故を防いでいくということ、今度の場合でも大変不幸な例を挙げてこの例だけで言っていくのは大変つらいんですが、もう一人いけば、こういうことが常にあるわけですから、それから言えばどんな場合でも、例えば税金の取り立て一つにしても、二人業務が例えば決められていて、その限りでは安全確認されていくような自動車運行がされていけば、働く方はやはり安心できるんだらうというふうに思いますが、それそのものがやっぱり市民の安全につながっていくというふうに思います。具体的にはそのようなことはどういうふうにならなければならないかということを再質問したいと思っています。

それかりもう一つは、今度は、実際に事故が起きているわけですから、事故が起ったときの職員の問題というのが出てくると思うんです。地方公務員法によれば、要するに禁固何年以上の者の場合には――執行猶予のことは書いていませんけれども、そのままその場で身分を失うことになります。今度の例だけ挙げるのはちよとやり方としてはまずいですが、現実の問題として、事故が起きたときに職員の身分関係をどういうふうにするかという点について、ちよと伺っておきたいと思うんです。

それはとりもなおさず安全に働くことであり、市民の安全につながると思いますけれども、例えば三鷹市の例ですと、三鷹の職員の分限条例の中には第七条に、「任命者は禁固以上の刑に処せられて職員のうち、その刑にかかる罪が、公務上または通勤途上の過失によるものでありかつその刑の執行を猶予されたものについては、情状により特に失職しないものとする事ができる」という例があるんです。つまり公務上起きた事故で、要するに執行猶予がついた場合には職を失うということがないだということに決めている例があって、幾つかの市で多分そういうふうになっていると思うんです。それか

う東京都とか横浜市のように交通現業を抱えているところ――横浜市交通局であるとか東京都交通局であるとかいうときの場合には、当然つまりたくさん車を運行する者がおりますので、こういうような規定については随分早くから整備をされてるところもあるわけなんです。

それで、福生市の分限の条例を見ていくとこういうようなことがありませんか。例えば執行猶予という形になってもそのまま職を失ってしまうのではないかということがあると思うんです。今までは余り具体的にこういうことが起きてこなかったから多分必要がなかったことなんだろうと思いますけれども、しかし三鷹市その他でも別に具体的に起きたからつくったわけでは多分ないと思うんです。具体的に職員の安全とか働ける環境なんかを考えたときに、こういう問題が起ったんだろつと思っんです。もちろん公務員に対して大変に風当たりの強い昨今ですから、何ていうのか私的なことでそんな事件を起したときに身分の保障をどうするんだとかっていろんなことを言う人がいるかもしれませんが、事やばり公務上の問題については分限のところについてはどついつうに考えるべきなのかというふうに思ひまして、市長さんの意見というのをここで伺っておきたいと思ひ

ます。今度の例が具体的な例だから今度の例に対応するというふうに考えなくともいいと思うんですけれども、今度の例で非常によくはつきりしてきたものだと思います。これから先、こういうことは起こさないうつということがもちろん当然にあるんです。あるけれども事故というのはどこで起こるかかわからないということもありますので、こういったつまり職員の分限に関するについてこれからどういうふうに考え、あるいはどういうふうに考えてきたかということも、今の管理の問題から発生して伺っておきたいというふうに思っています。

最後に住民票のことなんですけれども、確かにきょう僕も昼休みに、今答弁のあった部長の横で立ち見まして、戸惑っているところはあると思えます。ただ現実としては、今度の住民票の改正というのは、やはりコンピューター使用というのがどうも前提ではないかという気がするんです。電算が整っているところでは、やはり非常にスムーズにいくのだろうと。それから今福生市のような住民票の管理状態では、やはり若干の戸惑いが出て仕方がないなという気はもちろんしてあります。法の中身をよく読んでたりあるいは改正とか自治省とかの書類を読んでいくと、どうもつまり電算というのが最初にあっ

て、電算化というのが前提になつての今度の法改正のような気がしていますので、若干の戸惑いというのはあっても仕方がないかと思えますけれども、ぜひよくお願いをしたいというふうに思います。

中身とか、それから住民票についての改正に関しては賛成できるところが多々あるわけで、現実には市民サービス等が低下をしなければ、そこでやはりあとにはちやうと気になっているのは、しおりというのは多分広報ふっさの「まごちん」みたいなページを拡大コピーをしたものではないかというふうに思っているんですけれども、実際にはこれだけだったわけで、これからぜひ広報等々で周知をしていただけのような形があればさらによいというふうに思っています。これは要望だけにどうもめておきますけれども、以上の都立保育園の市長さんの考えと、それから道路のところで職員の問題について再質問したいと思えます。

○市長（田村匡雄君） 遠藤議員さんの御質問に自席からお許しをいただきまして御答弁申し上げます。

都立保育園の件でございますけれども、この件については前々から大変御心配いただいているわけでございますが、先ほど申し上げたとおり私は今までと変

わりはございません。今後とも都の方へ都立で事業をやっていくように強く要望をしております。考えておるわけでございます。

それから、職員の分限条例の改正等につきましては、助役から答弁をいたさせますのでお聞き取りいただきたいと思います。

○助役（古谷徳男君） 自席からお答え申し上げます。

職員の公務上、車の仕事が非常に多くなっているのは事実でございます。近いところで間に合うところは自転車等もかなり用意してありますので有効的には利用させておりますが、自動車につきましては、確かに原則として二人以上で運転していけば一番いいわけですが、やはり職員の内部の仕事の配分そういった関係もございまして、いろいろそれらについてはその仕事、仕事によりまして自動車の使い方が違ってくるわけでございます。これらにつきましては、ただいま市長の方からも、内部で自動車の管理規程をつくりましたので、そういった管理責任者、これを各課においてありますし、その補助者もつけてありますので、そういった人たちに指示をしまして規程の中で特にそれらについては各課で担当してもらうと指示してもらうと、そういうふうなことで処置してまいります。

ように思っております。

それから、分限条例の関係のことでございますけれども、確かに三鷹市、あるいは東京都、そのほか何市かは条例で失職の例外規定という項目が設けてあります。当市といたしましてはこの規定がございせんので、地公法の規定どおり禁固以上の刑に処せられて執行された場合には失職と、こういうことになるわけでございますけれども、これは今回の問題ということではなく、これからいろいろ交通事故以外のそういったこともあろうかと思ふんで、これらにつきましてはその事件の内容等によりまして、大分その判定が難しいかと思ひますけれども、今後こういった面につきましては、条例を整備いたすべく研究をさせていただきますと思っております。いずれ、条例でございまして、議会等にもこれを御説明、御理解いただかなきゃならないと、こういうこともございまして、十分に研究をさせていただきますように思っております。以上です。

○建設部長（森田進君） まず道路行政の関係でございすけれども、道路工事に関連をいたしまして駐車場の問題でございすけれども、道路工事そのものが沿道の住民に大変迷惑をかけるものでございすので、できるだけ

そういうふうな負担を少なくしたいと、そういうふうな形で工事を進めておりまして、現実には一日二日ないし多くて三日程度、そういう形での駐車ができ、ない時間があるようでございます。その中で仮設駐車場の実績のお話がございまして、今、過去の実績については特に西住支の排水路工事でございます。それから、今発注しております工事の中では第三小学校の横の道路の工事をしておりますけれども、これはたまたま水道工事、それから道路工事が並行して入ってくる工事でございます。それについてはなかなかあの道路付近も狭くて、影響を受ける時間というのは短かいわけでございますけれども、それ以外の沿道の市民がほとんど影響を受けるとそんなこともございまして、仮設の駐車場を設けているとそういうことでございます。それから、それ以外で道路等の使用でございすけれども、これも時間についてはできるだけ短かい時間とそんなふうな形で、必要があれば署の方と交渉しながら道路交通の妨げにならないような形でお借りすると、そういうのが実態でございます。

それから、職員の安全管理の中で、作業員の服務規程というような御質問でございすけれども、特に服務規程はございせんが、今までの作業の安

全、そういうものを図る中で、二名で一台の車を操作するそういうふうな形が通常とらわれている作業形態でございまして、先ほど三十何日と申し上げましたけれども、六十年度で――六十年度と申しますか四月からさかのぼって昨年の五月までちょうど一年間で、三人で勤務した日が百十二日ございました。そのうちどうして一名で乗車をするようなことが行われたのが三十六日だと、そういうことでございす。現在はもうめあいた事故の後でございすので、そういう点については十分慎んでございます。以上でございす。

○市民部長(古谷正夫君)

夜間飛行回数について御質問ございましたので御説明させていただきます。夜間につきましては、二十時より午前七時までというふうなことでございます。それにつきまして、各年度の飛行回数について御説明させていただきます。六十二年は四十九回でございます。六十年は百二十五回。七十六回の減でございす。それから五十九年は八十四回で三十二回の減でございす。これは二月でございす。大変失礼しました。一日平均でございす。六十二年は一・八回。それから六十年は四・五回。増減いたしました二・七回の減でございす。五十九年は二・九回の減でございす。それから三月でございす。夜間の関係でございす。六十二年は百

八回でございます。それから六十年は百十一回で三回の減でございます。それから五十九年は百二十九回で二回の減でございます。一日平均、六十二年は三五回、昨年は三六回。〇一回の減でございます。それから五十九年は四二回で〇七回の減でございます。

次に四月でございますけれども、夜間でございますが、六十二年は六十三回、六十年は百回。三十一回の減でございます。それから五十九年は九十九回で三十六回の減でございます。一日平均飛行回数といたしますと、六十二年は二一回。それから六十年は三三回で二回の減。五十九年と対比いたしますと、五十九年は三三回で、やはり一・二回の減でございます。以上でございます。

○十二番(遠藤洋一君) 自席から二度目の質問、全体で三回目の質問になります。

今の夜間について。やはり夜間も二月は減っているということで、大変に安心をしています。本当はゼロになればいいわけですが、できるだけゼロに近づいていただきたいと思います。

道路行政については確かにわかりました。僕がちゃんと聞いたのは、こういう要

望なんです。要するに駐車対策みたいなことを地元の——地元の、ってことは一個しかないのですから福生警察と言って構わないんですけれども、福生警察の方と行政の方がちゃんと連絡をとっていただけるような処置をしてもらっているのかという事なんです。それは決して駐車違反を目こぼしてくれとかそういうんじゃないですよ。そうではなくて、実際はそういう現実があるという事を、警察なりが行政がり連絡をとってわかっているような状態になつているんだらうかという様な形で、やっぱり住民の人が気にしているところがあるわけです。それは具体的には駐車違反の問題だし青空駐車ということが問題だと思ひますけれども、そういうような形での行政との連絡が、警察サイドと、つまり交通安全サイドととれて、いるのかどうかということをお伺いしたんです。そこはちょっともう一回お願いします。

それから都立保育園についてはぜひよろしくということですが、職員のところ、やはりぜひ、今後条例を整備すべく研究ということでも研究をしていただいて、僕がさっき言いましたけれども、事故というのはちよつとした心の緩みだということもやはり事実あると思うんです。同時に、いつだって起る得るし、